

組織規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングスグループ（以下、「当社グループ」といいます。）の経営組織、業務分掌及び職務権限に関する基本事項を定め、業務の効率的運営及び責任体制の確立をはかることを目的とする。

(主管部門及び責任者)

第2条 本規程の主管部門は株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス（以下、「HD」といいます。）の人事労務部とし、責任者はHD 人事総務部長とする。

(解釈上の疑義)

第3条 本規程に定められた事項の解釈に疑義を生じたときは、取締役会の決議に基づいて代表取締役社長がこれを裁定する。

(効力)

第4条 本規程は、会社の組織的運営に関する基本規程であって、法令、定款、取締役会の決議及び特段に定める規程を除き、本規程が優先する。本規程に反する他の規程等はその範囲内において無効とする。

2. 本規程に反する命令、指示、通達その他職務執行に関する行為は、無効とする。

第2章 会社の組織

(組織単位)

第5条 会社には運営の組織として本部、事業部、部・室を置く。

(役職者の設置)

第6条 第5条に定める各組織単位には、それぞれ長を置く。

2. 組織単位の長に欠員が生じた場合は、直属の長がこれを兼務するものとする。

(命令系統の統一)

第7条 組織は業務につき系統的に編成するとともに、命令又は指示の経路を明確にし、その運営にあたっては命令系統の統一により、業務処理の責任と能率の向上をはかる。各組織単位は厳かにこれを守り、乱すことがあってはならない。

2. 同一職位に命令し、又は指示すべき直接の管理者は常に1人とする。

(取締役・取締役会)

第8条 HD 及び株式会社トゥエンティーフォーセブンの取締役は、取締役会を組織して、会社の経営目

的を達成するうえに必要な重要事項を決定する。

2. 取締役会に関する事項は、法令、定款および別に定める「取締役会規程」による。

(監査役・監査役会)

第9条 HDの監査役は、監査役会を組織して、取締役の職務の執行を監査する。

2. 監査役会に関する事項は、法令、定款および別に定める「監査役会規程」による。

(役職名)

第10条 管理者の役職名は、これを次のとおりとする。

- (1) 本部長、部長
- (2) 課長、課長代理、課長補佐

(職務権限)

第11条 各職位はその職務の遂行について責任を負うとともに、その遂行に必要な権限を有する。

2. 組織単位の長の職務権限については、別に定める職務権限規程による。

(会議体の設置)

第12条 会社の業務は、すべて組織単位によって分掌処理されることを原則とする。ただし、委員会、会議等の会議体の設置についてはこの限りではない。

2. 会議体については、別に定める会議体規程による。

第3章 業務分掌

(分掌の原則)

第13条 各組織単位は分掌の限界を守り、業務の重複又は間隙の生じないようにしなければならない。

(協調)

第14条 各組織単位は相互に関連ある業務について会社の業務活動が有機的に行われるよう進んで協調しなければならない。

(分掌業務)

第15条 各組織単位の分掌業務は、別に定める業務分掌規程による。

(附則)

1. 本規程の変更は、HD取締役会の決議によるものとする。
2. 本規程は、平成28年6月29日より実施する。
平成28年8月1日 改定・実施
令和7年6月1日 改定・実施